

島根県国土利用計画

(第 四 次)

平成 21 年 3 月

島 根 県

島根県国土利用計画（第四次）

平成 21 年 3 月 12 日
県 議 会 議 決

目 次

前 文

- 1 県土の利用に関する基本構想
 - 県土利用の基本方針
 - ア 基本理念
 - イ 県土利用をめぐる基本的条件の変化
 - ウ 本計画における課題（持続可能な県土管理）
 - 地域類型別の県土利用の基本方向
 - ア 都市部
 - イ 農山漁村部
 - ウ 自然維持地域
 - エ 離島地域
 - 利用区分別の県土利用の基本方向
 - ア 農用地 イ 森林 ウ 原野 エ 水面・河川・水路 オ 道路
 - カ 宅地 キ その他 ク 沿岸域
- 2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
 - 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標
 - 地域別の概要
- 3 2 に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要
 - 公共の福祉の優先
 - 国土利用計画法等の適切な運用
 - 地域整備施策の推進
 - 県土の保全と安全性の確保
 - 環境の保全と美しい県土の形成
 - 土地利用の転換の適正化
 - 土地の有効利用の促進
 - 多様な主体による県土管理の推進
 - 県土に関する調査の推進及び効果の普及啓発
 - 指標の活用

前 文

この計画は、国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)第 7 条の規定に基づき、島根県の区域について定める国土の利用に関する必要な事項についての計画(以下「島根県計画」という。)であり、全国の区域について定める国土の利用に関する計画(以下「全国計画」という。)及び県内の市町村がその区域について定める国土の利用に関する計画(以下「市町村計画」という。)とともに同法第 4 条の国土利用計画を構成し、県土の利用に関しては、市町村計画及び県土地利用基本計画その他の県の計画の基本となるものである。

この島根県計画は、市町村計画を集成し、また、今後の県土の利用をめぐる経済社会の変化を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。

1 県土の利用に関する基本構想

県土利用の基本方針

ア 基本理念

本県の面積は6,707km²で、全国第19位、国土の約2%をしめ、東西に230kmと細長い。また県東部の出雲地方と中部・西部の石見地方、及び隠岐諸島の隠岐地方からなり、地理的にも歴史的にも異なる特性がそれぞれの地域に存在する。

県土の約8割を占める森林と大小の河川、湖沼、長い海岸線など、豊かな自然に恵まれているが脆弱な土質や気象条件などから、多くの自然災害にも見舞われてきた。

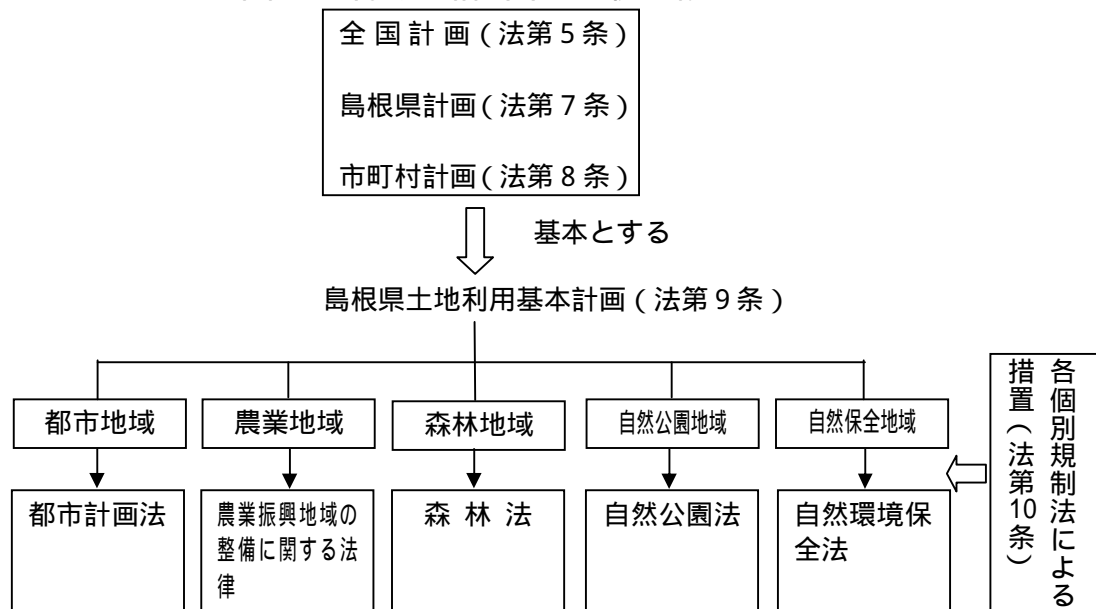
また、山々が海岸線にせまっており、県土のおよそ85%は中山間地域となっており、生活や経済活動の条件などが厳しく、過疎化・少子高齢化の進行が極めて深刻な状況となっている集落も増えつつあり、食料等の供給のほか、農業や森林が有する多面的機能や住民生活を支える地域機能の維持対策が急務となっている。

また、平成19年7月に世界遺産に登録された石見銀山遺跡を始め、貴重な文化的・歴史的遺産が数多く存在し、国際的には環日本海交流の中心的位置にあり、近年、交流・貿易も活発化している。

離島については、国境離島の観点からも国土の保全・管理、特に排他的経済水域及び大陸棚の管理上の拠点として重要であり、保全、利活用、振興を積極的に図る必要がある。

このような県土の持つ特徴と問題点を踏まえ、県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることを考慮し、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と、地域の特性を生かしながらバランスのとれた県土づくりを進め、活力ある島根を築いていくことを基本理念として、総合的かつ計画的に行われなければならない。

国土利用計画の役割



法：国土利用計画法

イ 県土利用をめぐる基本的条件の変化

今後の県土の利用を計画するに当たっては、県土利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮する必要がある。

(7) 土地需要の量的調整・県土の有効利用

本県の人口は、昭和30年代の92万9千人をピークとして、74万2千人(平成17年国勢調査)に減少している。全国的にも、平成18年をピークに人口減少時代に移行したが、人口推計によると、本県では、現状よりさらに人口減少と少子高齢化が進むと見込まれ、地域の活力が著しく低下していくことが懸念される。また中心市街地の空洞化、虫食い状に増加する低未利用地などにより、土地利用の効率の低下などが懸念される。経済社会諸活動については、本県の平成16年度の県内総生産は約2兆5千億円で、全国45位となっているが、全国と比較すると農林水産業、建設業、政府サービスの構成比が高く、製造業、卸売・小売業の構成比は低くなっている。このうち建設業については、近年の公共事業削減の影響を受けて、その生産額はピーク時(平成11年度)の約4分の3にまで減少している。

一方で、東アジアの急速な経済成長、情報通信技術の発達、新産業分野の成長などが見通され、地域の成長力や競争力の強化につながることも期待されている。また、本県は多くの優れた観光資源を有しており、国内外から多くの人に訪れてもらうため、地域資源を活用した魅力ある観光商品づくりが求められている。本県の地域経済を活性化していくためには、拡大している国内外の市場に向けて戦略的に経営展開を図っていくことが不可欠であり、このような動きを助長し、積み重ねることによって、民間需要主体の産業構造へ転換していくことが急務となっている。

このような状況から、全体としては土地の需要動向は減少しているものの、土地需要の調整、効率的利用の観点から引き続き県土の有効利用を図る必要がある。

(1) 県土利用の質的向上

本県では、平成18年7月豪雨による神戸川の氾濫や松江市内の浸水被害、平成19年8月に隠岐地域を襲った集中豪雨など、近年大きな災害が発生し、被害が甚大化する傾向にある。また、地震・津波の発生も懸念される。その一方、自然災害のおそれのある地域へ居住地が拡大している。都市部においては、諸機能が集中し、ライフライン*への依存が高まっている。農山漁村部及び離島地域においては、県土資源の管理水準の低下、高齢化・過疎化にともなう地域コミュニティの弱体化などが懸念される。こうした中、災害等から県民の生命と財産を守る取り組みはますます重要となっており、県土の安全性に対する要請が高まっている。特に、高速道路については、産業活動を支える基礎的基盤としての役割のほか、災害、救急医療時における緊急輸送路としても整備が急がれる。また、地球温暖化が進行し、温室効果ガス排出削減が急がれる状況や、地球規模での生態系の危機、大気汚染や水質汚濁等、自然の物質循環への負荷の増大にともなう生じる諸問題、東アジアの経済成長にともなう資源制約の高まりや我が国の消費資源の安定確保に係る懸念等に適切に対処し、本県の豊かな自然環境を守り、将来の世代へ引き継ぐための取り組みを進めるため、循環と共生を重視した県土利用を基本とすることが重要になっている。また、美しい農山漁村や落ち着いた都市の景観の悪化、生活環境や自然環境の悪化などが懸念される一方、良好なまちなみ景観の形成や里地里山*の保全・再生、自然とのふれあいや心の豊かさ等に対する県民志向が高まっている中で、安全面や環境面も含め、人の営みと自然の営みの調

和を図ることにより、美（うるわ）しくゆとりある県土利用を更に進めていくことが求められている。さらに、本県においては社会基盤の整備が遅れているため、交通・通信のための手段の確保など利便性の向上に対する欲求は依然として高い。

このような要請にこたえるため、県土利用の質的向上を図っていくことが重要となっている。

* ライフライン ：住民生活の維持に必要な不可欠な電気、上下水道、ガス、交通、通信など。
里地里山 ：都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。

（ウ） 県土利用の総合的マネジメント

県土の有効利用や質的向上を図るに当たっては、次のような状況を踏まえる必要がある。まず、県民の価値観やライフスタイルの多様化などの中で、土地利用を身近な生活空間として認識し、宅地や建物、道路、緑などを一連のものとして快適性や安全性を考えるなど、横断的土地利用がみられる。また、交通網の発達などによって人々の行動範囲が拡大する中で、例えば、市街地周辺部での大規模集客施設の立地と既存中心市街地での低未利用地の増加が連動するなど、特定の土地利用が他の土地利用と相互に関係する状況がみられる。さらに、地域間の交流・連携が進む中で、例えば、豊かな自然、文化とのふれあいや田舎のゆとりある暮らしを求めたり、森林づくり活動に都市住民が参加したりするなど、地域の土地利用に対して地域外からも含めて様々な人や団体が関与する状況もみられる。すなわち、地域の様々な土地利用をそれぞれ別個のものとしてとらえるのではなく、土地利用の相互の関係性の深まりや多様な主体のかかわりの増大などを踏まえ、総合的にとらえていくことの重要性が高まっている。

また、このような土地利用をめぐる関係性は本来地域性を強く帯びたものであり、身近な空間の土地利用に自らもかかわりたいという人々の意識の高まりや、土地利用諸制度にかかる地方分権の進展などの中で、地域での創意工夫ある取組の重要性も高まっている。特に、高齢化・過疎化が著しく、耕作放棄地や荒廃した森林の増加、集落の消滅も懸念される地域の危機的な現状を認識し、農産物・林産物の供給に加え、県土保全機能など農業生産活動等が行われることを通じて集落が果たしてきた多面的機能を担う中山間地域の維持・発展を図る取り組みが重要である。

これらの状況に適切に対応するため、地域ごとの柔軟な対応の下、次世代へ向けて能動的に県土利用について総合的な観点からマネジメントを行っていくことが期待される。

ウ 本計画における課題（持続可能な県土管理）

本計画における課題は、限られた県土資源を前提として、必要に応じて再利用を行うなど、その有効利用を図りつつ、適切に維持管理するとともに、県土の利用目的に応じた区分（以下「利用区分」という。）ごとの個々の土地需要の量的な調整を行うこと、また、県土利用の質的向上をより一層積極的に推進すること、さらに、これらを含め県土利用の総合的なマネジメントを能動的に進めることによってより良い状態で県土を次世代へ引き継ぐこと、すなわち「持続可能な県土管理」を行うことである。

このような持続可能な県土管理という課題への対応に際しては、豊かな生活や活力ある生産が展開される場として、県土の魅力を総合的に向上させるよう努めることが重要

である。

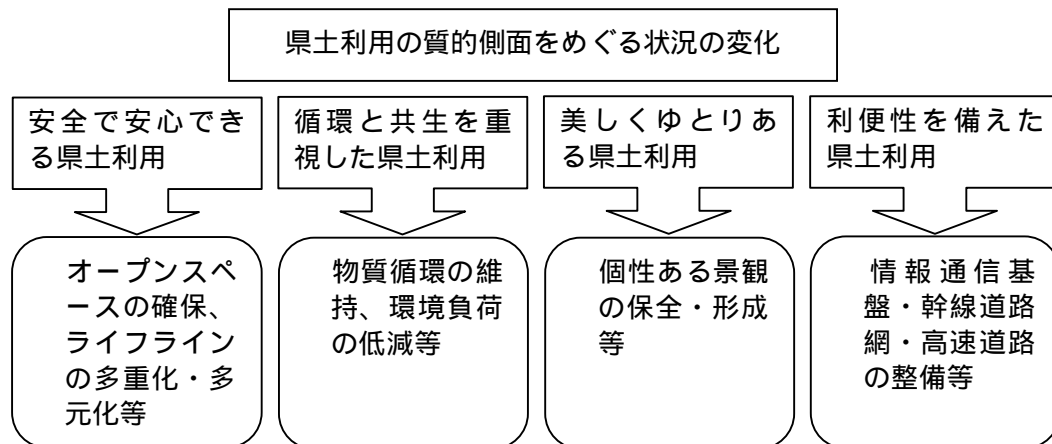
(7) 土地需要の量的調整・県土の有効利用

土地需要の量的調整に関しては、まず、人口減少下であっても当面増加する都市的土地利用について、土地の高度利用、低未利用地の有効利用の促進により、その合理化及び効率化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成と再生を図る。他方、農林業的土地利用を含む自然的土地利用については、地球温暖化防止、食料等の安定供給と自給能力の向上、自然循環システムの維持、生物多様性*の確保等に配慮しつつ、農林業の生産活動とゆとりある人間環境の場としての役割に配慮して、適正な保全と耕作放棄地等の適切な利用を図る。また、森林、原野、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、今後は全体として市街地形成の傾向が更に弱まると見通されるが、土地利用の可逆性が容易に得られないこと、生態系を始めとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えること等を考慮して、慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

* **生物多様性**：すべての生物の間に違いがあることをいい、生態系、種、遺伝子の3つのレベルでの多様性がある。平成20年6月に生物多様性基本法が施行され、国、地方公共団体は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を策定し、実施する責務を有することとされた。

(4) 県土利用の質的向上（安全・安心、循環と共生、美しさとゆとり、利便性）

県土利用の質的向上に関しては、県土利用の質的側面をめぐる状況の変化を踏まえ、安全で安心できる県土利用、循環と共生を重視した県土利用、美しくゆとりある県土利用、利便性を備えた県土利用といった観点を基本とすることが重要である。その際、これら相互の関連性にも留意する必要がある。



安全で安心できる県土利用の観点では、災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な県土の利用を基本としつつ、災害発生時の被害の最小化を図る「減災」の考え方や海面上昇など気候変動の影響への適応も踏まえ、諸機能の適正な配置、防災拠点の整備、被害拡大の防止や復旧復興の備えとしてのオープンスペース*の確保、ライフラインの多重化・多元化*、水系の総合的管理、農用地の管理保全、森林の持つ県土保全機能の向上等を図ることにより、県土の安全性を総合的に高めていく必要がある。

* **オープンスペース**：公園、道路、河川、立ち入り可能な空き地等。
ライフラインの多重化・多元化：「ライフラインの多重化」は、ライフラインの途絶えによる機能不全をカバーするため、バイパスの整備など、同一手段での代替を確保すること。「ライフラインの多元化」は、車の代わりに鉄道を使うなど、異なる手段により代替性を確保すること。

循環と共生を重視した県土利用の観点では、人間活動と自然とが調和した物質循環の維持、流域における水循環と県土利用の調和、緑地・水面等の活用による環境負荷の低減、都市的土地利用に当たっての自然環境への配慮、県境を越えた視点や生態的なまとまりを考慮した エコロジカル・ネットワーク*の形成による自然の保全・再生・創出などを図ることにより、自然のシステムにかなった県土利用を進める必要がある。

* **エコロジカル・ネットワーク**：分断された生物種の生息・生育空間を相互に連結することによって、劣化した生態系の回復を図り、生物多様性の保全を図ろうとする構想、実践。

美しくゆとりある県土利用の観点では、人の営みや自然の営み、あるいはそれらの相互作用の結果を特質としており、かつ、人々がそのように認識する空間的な広がりや「ランドスケープ*」をとらえ、それが良好な状態にあることを県土の美(うるわ)しさと呼ぶこととし、地域が主体となってその質を総合的に高めていくことが重要である。このため、ゆとりある都市環境の形成、農山漁村部及び離島地域における緑豊かな環境の確保、歴史的・文化的風土の保存、スカイライン*の保全、地域の自然的・社会的条件等を踏まえた個性ある景観の保全・形成などを進める必要がある。

* **ランドスケープ**：景観、風景、眺め。
スカイライン：山や建物などが空を区切って作る輪郭。

利便性を備えた県土利用の観点では、本県においては社会基盤の整備が遅れているため、交通・通信のための手段の確保など利便性の向上に対する欲求は依然として強い。

このため、情報通信基盤の整備や通勤、買い物、医療、福祉等の日常生活等を支える幹線道路網の整備等の充実を図ることにより、豊かな暮らしを支える県土の利便性の向上を推進する必要がある。また、産業基盤の整備においても、超高速情報通信環境の整備や県外や県の東西をつなぐ高速道路の整備等、通信・交通ネットワークの充実を図り、力強い産業活動を支える県土の利便性の向上を促進する必要がある。

(ウ) 県土利用のマネジメント

県土利用の総合的なマネジメントに関しては、土地利用をめぐる様々な関係性の深まりや多様な主体のかかわりの増大を踏まえ、地域において、総合的な観点で県土利用の基本的な考え方についての合意形成を図るとともに、慎重な土地利用転換、土地の有効利用と適切な維持管理、再利用といった一連のプロセスを管理する視点や、県土利用の質的向上などの視点も踏まえ、地域の実情に即して県土利用の諸問題に柔軟かつ能動的に取り組んでいくことが期待される。その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ地域間の適切な調整を図ることも重要である。また、このような地域の主体的な取組を促進していくことが重要である。

特に、高齢化・過疎化が著しく、耕作放棄地や荒廃した森林の増加、集落の消滅も懸念される地域の危機的な現状を認識し、農産物・林産物の供給に加え、県土保全機

能など農業生産活動等が行われることを通じて集落が果たしてきた多面的機能を担う中山間地域の維持・発展を図る取り組みが重要である。

(I) 多様な主体による県土管理

これらの課題への対処に当たっては、都市部における土地利用の高度化、農山漁村部及び離島地域における農用地及び森林の有効利用、それらの地域を通じた低未利用地の利用促進を図るとともに、都市的土地利用と自然的土地利用の適切な配置と組合せにより調和ある土地利用を進めるなど、地域の自然的・社会的特性を踏まえた上で、県土の有効かつ適切な利用に配慮する必要がある。

また、海洋利用と県土利用とが相互に及ぼす影響についても考慮していくことが重要である。

さらに、国や県、市町村による公的な役割の発揮、所有者等による適切な管理に加え、都市住民等の多様な主体による森林づくりや農地の保全部管理等直接的な県土管理への参加や、地元農産品の購入や募金等間接的に県土管理につながる取組などにより、県民一人一人が県土管理の一翼を担う動きを促進していく必要がある。

なお、今後の県土利用に当たっては、地方分権の進捗状況を十分に踏まえる必要がある。

地域類型別の県土利用の基本方向

都市部、農山漁村部、自然維持地域及び離島地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとする。なお、地域類型別の県土利用に当たっては、各地域類型を別個にとらえるだけでなく、相互の機能分担、交流・連携といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要である。

ア 都市部

都市部については、人口減少、少子高齢化の進展等の中で全体としては市街化形成の傾向が弱まることが見通されることから、これを環境負荷の少ない豊かで暮らしやすい都市形成の好機ととらえ、低炭素型の都市構造や集約型都市構造なども視野に入れて、都市部における環境を安全かつ健全でゆとりあるものとし、あわせて経済社会諸活動を取り巻く状況の変化に適切に対応できるようにすることが重要となっている。

このため、中心市街地等における都市機能の集積や アクセシビリティ^{*}の確保を推進しつつ、既成市街地においては、再開発等により土地利用の高度化を図るとともに、低未利用地の有効利用を促進する。市街化を図るべき区域においては、地域の合意を踏まえ、計画的に良好な市街地等の整備を図る。また、都市間の広域的な交通体系によって、拠点性を有する複数の都市部や周辺の農山漁村部の相互の機能分担、交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。なお、新たな土地需要がある場合には、既存の低未利用地の再利用を優先させる。

また、自然条件や防災施設の整備状況を考慮した県土利用への誘導、諸機能の分散配置やバックアップシステムの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、電気、ガス、上下水道、通信、高速交通網の整備を含む交通等のライフラインの多重化・多元化等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図る。あわせて、住居系、商業系、業務系等の多様な機能をバランスよく配置すること、健全な水循環系の構築や資源・エネルギー利用の効率化、熱環境改善のための緑地・水面等の効率的な配置などにより、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図るととも

に、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間によるエコロジカル・ネットワークの形成等を通じた自然環境の再生・創出などにより、美しくゆとりある環境の形成を図る。

特に、産業の集積が見込まれる都市部については、将来の人口、産業等の動向や、当該都市の拠点性の高まり、周辺地域を始めとする各地域との交流・連携の進展の状況等を見通し、自然条件に配慮しつつ、計画的かつ適切な土地利用を推進する。

* アクセシビリティ：利便性、利用しやすさ、近づきやすさ。

イ 農山漁村部

農山漁村部については、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を有する等、県民共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、多様な県民のニーズに対応した農林水産業の展開、地域産業の振興や地域に適合した諸産業の導入、余暇需要への対応等により総合的に就業機会を確保し、健全な地域社会を築く。このような対応の中で、優良農用地及び森林を確保し、その整備と利用の高度化を図るとともに、地域住民を含む多様な主体の参画等により県土資源の適切な管理を図る。また、農山漁村部における景観、県土のエコロジカル・ネットワークを構成する生態系の維持・形成を図るとともに、都市部との機能分担や交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。

特に、農業の規模拡大が比較的容易な地域にあっては、生産性の向上に重点を置いて、農業生産基盤の整備と効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の集積を図り、農業等の生産条件や交通等の生活条件が不利な地域にあっては、交通網や情報ネットワーク等の社会基盤の整備を図るなどの条件の不利を補正するとともに、高齢化・過疎化が著しく、耕作放棄地や荒廃した森林の増加、集落の存続も懸念される中山間地域の維持・発展に資する取り組みなど地域資源の総合的な活用等による地域の活性化を踏まえた土地利用を図る。

また、農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

ウ 自然維持地域

数少ない原生的な自然を有する地域、絶滅のおそれのある種が生息する地域や水鳥などの飛来地など野生生物の重要な生息・生育地、すぐれた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域については、県土のエコロジカル・ネットワーク形成上、中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保しつつ、自然環境が劣化している場合は再生すること等により、適正に保全する。その際、外来生物の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、都市部や農山漁村部との適切な関係の構築を図る。あわせて、自然環境データの整備等を総合的に図る。また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習やエコツーリズム*等の自然とのふれあいの場としての利用を図る。

* エコツーリズム：観光旅行者が、自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源と触れあい、これに関する知識及び理解を深めるための活動。

エ 離島地域

離島においては、その地理的な条件から各種経済活動や生活環境に一定の制約を受けているため、交通、医療、教育等を始めとする経済・生活関連施設の整備を促進し、離島の特性に応じた効率的かつ効果的な経済活動基盤及び良好な生活環境の形成を図る必要がある。

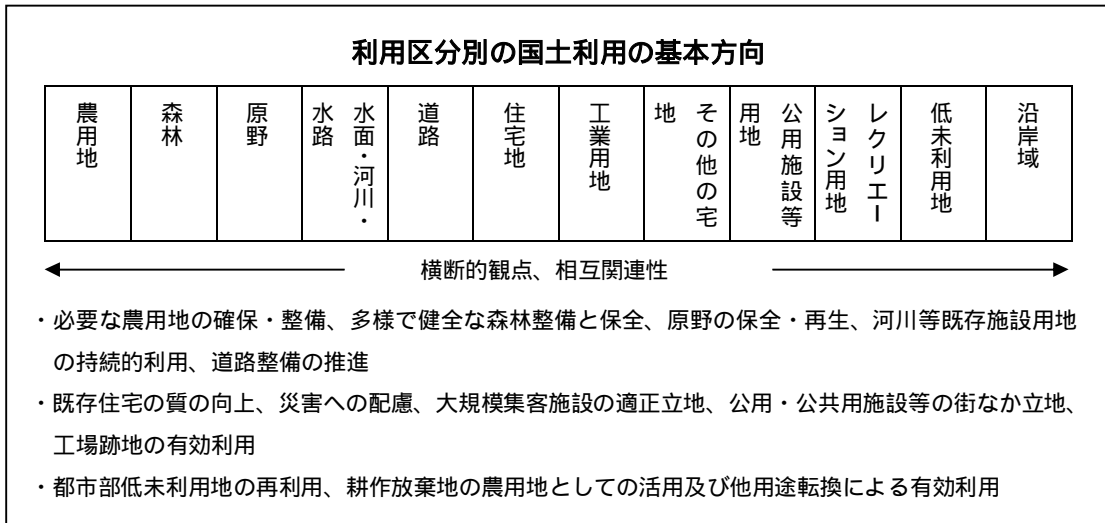
さらに、このような条件整備によって自然・伝統文化などの特性（資源）を最大限に活かした離島観光を促進するとともに、都市住民等との交流を積極的に推進し、あわせてUIターン希望者の受入態勢の整備等を図る必要がある。

また、農林水産業の振興のため、優良農用地の確保、健全な森林の整備・保全と、漁港及び沿岸漁場の整備や栽培漁業の推進等の生産基盤の改善を図るとともに観光と農林水産業の連携を図る。このため、今後の土地利用にあたっては、離島の持つ自然的、社会的特性と島民のニーズに配慮しながら総合的な土地利用を図る。

なお、暖流と寒流が交わる隠岐諸島周辺や出雲・石見地域の沿岸・沖合は、魚介類が豊富な漁場となっているが、竹島とその周辺海域は、韓国の不法占拠が50年以上にわたって続き、漁業権など我が国の主権が行使できない状況となっているため、問題の平和的解決と領土権の早期確立が必要となっている。

利用区分別の国土利用の基本方向

利用区分別の国土利用の基本方向は以下のとおりとする。なお、各利用区分を別個にとらえるだけでなく、安全で安心な国土利用、循環と共生を重視した国土利用、美（うるわ）しくゆとりある国土利用、利便性を備えた国土利用といった横断的な観点や相互の関連性に十分留意する必要がある。



ア 農用地

農用地については、効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、農産物の長期的な需給動向を考慮し、農業生産力の維持強化に向け、必要な農用地の確保と整備を図る。また、不断の良好な管理を通じて国土保全等農業の有する多面的機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図る。市街化区域内農地については、良好な都市環境の形成の観点からも、保全を視野に入れ、計画的な利用を図る。

イ 森林

森林については、二酸化炭素吸収源対策の着実な実施、森林資源の成熟化、世界的な木材の需給動向の変化等を踏まえ、将来世代が森林の持つ多面的機能を享受できるよう、緑豊かで美しい森林づくりに向けて、地域材の利用や木質バイオマスの利活用を通じて多様で健全な森林の整備と保全を図る。また、都市部及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え多様な県民の要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。さらに、原始的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。

ウ 原野

原野のうち、湿原、水辺植生、野生生物の生息・生育地等の貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、二次草原*など人の関与により価値が維持されているものが劣化している場合は必要に応じて再生を図る。その他の原野については、地域の自然環境を形成するとともに野生生物の生息・生育地となっていることから、これらの機能に十分配慮しつつ、適正な維持・利用を図る。

* 二次草原：自然草原に対して、森林の伐採跡地に生じた草地に採草、火入れや放牧などの直接的あるいは間接的な人為的干渉が繰り返し加えられることによって成立し、また持続する植生である。

エ 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、河川の流域における安全性の確保、より安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、農業用排水路の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。また、水面、河川及び水路の整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循環系の構築等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮するとともに、自然の水質浄化作用、水産資源を含む生物の多様な生息・生育環境、うるおいのある水辺環境、都市部における貴重なオープンスペース、熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。

オ 道路

道路のうち、一般道路については、地域間の交流・連携を促進し、県土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を図る。一般道路の整備に当たっては、道路の安全性、快適性等の向上並びに防災機能の向上及び公共・公益施設の収容機能等の発揮に配慮するとともに、環境の保全に十分配慮する。特に市街地においては、環境施設帯*の設置、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努める。

特に、高速道路の整備は、山陽側や全国平均と比べて大幅に遅れ、供用されている区間も途切れ途切れとなっておりネットワーク化されていない。現在、東西を結ぶ幹線道路は国道9号のみという状況にあるため、経済活動や救急搬送などに大きな支障をきた

している。産業振興が必要な島根にとって県外・県内各地域との移動時間を短縮する高速道路ネットワークの整備は極めて重要である。また、災害や事故発生時の代替路線や、高度医療施設への搬送時間短縮のためにも必要である。そのため、山陰道、中国横断自動車道尾道松江線の早期の完成を図る。

また、農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農用地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図る。農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮する。

* **環境施設帯**：道路に付帯して整備される、植樹帯、路肩、歩道、副道等の幹線道路の沿道の生活環境を保全するための道路施設。

カ 宅地

(ア) 住宅地

住宅地については、成熟化社会にふさわしい豊かな住生活の実現、秩序ある市街地形成の観点から、耐震・環境性能を含めた既存住宅の質の向上を図るとともに、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図る。また、災害に関する地域の自然的・社会的特性を踏まえた適切な県土利用を図る。特に都市部においては、環境の保全に配慮しつつ、土地利用の高度化や低未利用地の有効利用によるオープンスペースの確保、道路の整備など、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保を図る。

(イ) 工業用地

工業用地については、環境の保全等に配慮し、グローバル化、情報化の進展等ともなう産業の高付加価値化や構造変化、地域資源を重視した工場の立地動向、産業・物流インフラ*の整備状況、地域産業活性化の動向等を踏まえ、工業生産に必要な用地の確保を図る。また、工場移転、業種転換等ともなう生ずる工場跡地については、汚染原因者または土地所有者に土壤汚染調査や対策を講じさせるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図る。

* **インフラ**：道路・通信・公共施設など、産業や生活の基盤となる施設。

(ウ) その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発等による土地利用の高度化、中心市街地における都市福利施設*の整備や商業の活性化並びに良好な環境の形成に配慮しつつ、事務所・店舗用地について、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。また、郊外の大規模集客施設については、都市構造への広域的な影響や地域の合意形成、地域の景観との調和を踏まえた適正な立地を図る。

* **都市福利施設**：教育文化施設、医療施設、社会福祉施設その他の都市の居住者等の共同の福祉または利便のため必要な施設。

キ その他

(ア) 公用・公共施設用地

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保

と災害時における施設の活用に配慮するとともに、空屋・空店舗の再生利用や街なか立地に配慮する。

また、未分譲工業用地等については、積極的にその有効利用を図る。

(イ) レクリエーション用地

レクリエーション用地については、県民の価値観の多様化や国際観光の振興、自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、地域の振興等を総合的に勘案して、計画的な整備と有効利用を進める。その際、森林、河川、沿岸域等の余暇空間としての利用や施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮する。

(ウ) 低未利用地

低未利用地のうち、工場跡地等都市部の低未利用地は、再開発用地や防災・自然再生のためのオープンスペース、公共用施設用地、居住用地、事業用地等としての再利用を図り、農山漁村部及び離島地域の耕作放棄地は、所有者等による適切な管理に加え、多様な主体が直接的・間接的に参加することを促進することなどにより、農用地としての活用を積極的に図るとともに、それぞれの地域の状況に応じて施設用地、森林等農用地以外への転換による有効利用を図る。

ク 沿岸域

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る。この場合、環境の保全と県民に開放された親水空間としての適正な利用に配慮する。

また、沿岸域の多様な生態系及び景観の保全・再生や漂着ゴミ対策、汚濁負荷対策を図るとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を図る。

2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア 計画の目標年次及び基準年次

計画の目標年次は、平成 29 年とし、基準年次は平成 16 年とする。

イ 人口及び世帯数

県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成 29 年において、それぞれおよそ 675 千人、およそ 257 千世帯と想定する。

ウ 県土の利用区分に応じた区分

県土の利用区分は、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地とする。

エ 目標面積の定め方

県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口や各種計画等を前提とし、用地原単位*等をしんしゃくして、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとする。

* **用地原単位**：計画を策定するにあたり基礎とした、人口 1 人当たりの必要な用地面積。

オ 目標年次の利用区分別面積

県土の利用の基本構想に基づく平成 29 年の利用区分ごとの規模の目標は次表のとおりである。

なお、以下の数値については、今後の経済社会の不確定さなどにかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものである。

表 県土の利用区分ごとの規模の目標 (単位：百 ha、%)

地 目	平成16年	平成29年	構 成 比	
			16年	29年
農 用 地	406	374	6.1	5.6
農 地	398	365	6.0	5.5
採草放牧地	8	9	0.1	0.1
森 林	5,276	5,252	78.7	78.3
原 野	15	13	0.2	0.2
水面・河川・水路	310	313	4.6	4.7
道 路	171	192	2.5	2.9
宅 地	156	173	2.3	2.5
住 宅 地	99	112	1.5	1.6
工 業 用 地	9	9	0.1	0.1
その他の宅地	48	52	0.7	0.8
そ の 他	373	391	5.6	5.8
合 計	6,707	6,708	100.0	100.0
市 街 地	42	39	-	-

- 注 平成 16 年の地目別面積は、島根県調べによる。
「道路」は、一般道路並びに農道及び林道である。
「市街地」は、国勢調査の定義による「人口集中地区^{*}」である。
平成 16 年欄の市街地面積は、平成 17 年の国勢調査による人口集中地区の面積である。
「その他の宅地」は、事業所、店舗等の用に供される宅地である。
「その他」は、公共施設用地、レクリエーション施設用地、耕作放棄地等である。

* 人口集中地区：原則として人口密度 4 千人 / km² 以上で、人口が 5 千人以上の区域。

地域別の概要

ア 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ地域間の均衡ある発展を図る見地から、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処しなければならない。

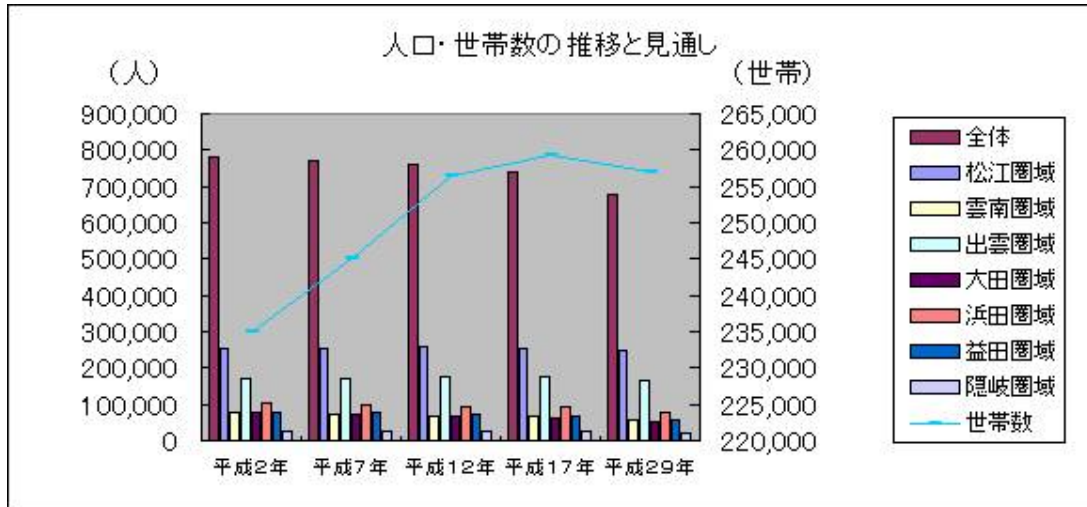
イ 地域の区分は、通勤圏等による経済的なまとまりや、これまで取り組んできた広域行政などを勘案し、下記の 7 つの広域市町村圏の単位とする。

地域区分	地域の範囲
松江圏域	松江市、安来市、東出雲町
雲南圏域	雲南市、奥出雲町、飯南町
出雲圏域	出雲市、斐川町
大田圏域	大田市、川本町、美郷町、邑南町
浜田圏域	浜田市、江津市
益田圏域	益田市、津和野町、吉賀町
隠岐圏域	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

ウ 計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、に準ずるものとする。平成 29 年における人口は松江圏域およそ 25 万人程度、雲南圏域およそ 6 万人程度、出雲圏域およそ 17 万人程度、大田圏域およそ 5 万人程度、浜田圏域およそ 8 万人程度、益田圏域およそ 6 万人程度、隠岐圏域およそ 2 万人程度を前提とする。

表 人口・世帯数の推移と見通し

区 分	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 29 年	
人口（人）	全 体	781,021	771,441	761,503	742,223	675,000
	松江圏域	251,790	253,652	256,819	254,635	248,000
	雲南圏域	75,043	72,567	69,553	66,194	56,000
	出雲圏域	171,422	172,001	173,776	173,751	166,000
	大田圏域	75,526	71,719	67,847	63,882	51,000
	浜田圏域	101,185	98,843	94,840	90,820	75,000
	益田圏域	78,562	76,585	73,429	69,245	59,000
	隠岐圏域	27,493	26,074	25,239	23,696	20,000
一般世帯数（世帯）	235,014	244,996	256,508	259,289	257,000	



注 人口・一般世帯数は各年の国勢調査による。
 平成 29 年の人口は『日本の都道府県別将来推計人口』（平成 19 年 5 月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）に基づく推計値である。

エ 平成 29 年における県土の利用区分ごとの規模の目標の地域別の概要は、次のとおりである。

（単位：百 ha）

	松江圏域	雲南圏域	出雲圏域	大田圏域	浜田圏域	益田圏域	隠岐圏域
農用地	84	72	78	56	31	39	14
森林	592	956	372	1,041	770	1,224	297
原野	3	2	1	3	0	3	1
水面・河川・水路	187	24	19	23	23	34	3
道路	37	32	31	30	28	24	10
住宅地	32	12	27	12	13	11	5
工業用地	3	1	2	1	2	0	0
その他の宅地	14	6	13	6	6	5	2
その他	42	59	81	73	85	37	14
計	994	1,164	624	1,245	958	1,377	346
市街地	22		10		2	5	

(7) 農用地

農用地については、効率的な利用と生産性の向上に努めることにより、県内の農業生産力の維持強化を図ることとし、全体として減少するものの、松江圏域およそ 84 百 ha 程度、雲南圏域およそ 72 百 ha 程度、出雲圏域およそ 78 百 ha 程度、大田圏域およそ 56 百 ha 程度、浜田圏域およそ 31 百 ha 程度、益田圏域およそ 39 百 ha 程度、隠岐圏域およそ 14 百 ha 程度となる。

(1) 森林

森林については、適切な整備と保全を図ることとし、松江圏域およそ 592 百 ha 程度、雲南圏域およそ 956 百 ha 程度、出雲圏域およそ 372 百 ha 程度、大田圏域およそ 1,041 百 ha 程度、浜田圏域およそ 770 百 ha 程度、益田圏域およそ 1,224 百 ha 程度、隠岐圏

域およそ 297 百 ha 程度となる。

(ウ) 原野

原野については、松江圏域およそ 3 百 ha 程度、雲南圏域およそ 2 百 ha 程度、出雲圏域およそ 1 百 ha 程度、大田圏域およそ 3 百 ha 程度、浜田圏域およそ 0 百 ha 程度、益田圏域およそ 3 百 ha 程度、隠岐圏域およそ 1 百 ha 程度となる。

(エ) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、松江圏域およそ 187 百 ha 程度、雲南圏域およそ 24 百 ha 程度、出雲圏域およそ 19 百 ha 程度、大田圏域およそ 23 百 ha 程度、浜田圏域およそ 23 百 ha 程度、益田圏域およそ 34 百 ha 程度、隠岐圏域およそ 3 百 ha 程度となる。

(オ) 道路

道路については、松江圏域およそ 37 百 ha 程度、雲南圏域およそ 32 百 ha 程度、出雲圏域およそ 31 百 ha 程度、大田圏域およそ 30 百 ha 程度、浜田圏域およそ 28 百 ha 程度、益田圏域およそ 24 百 ha 程度、隠岐圏域およそ 10 百 ha 程度となる。

(カ) 宅地

宅地のうち、住宅地は、我が県の世帯数の伸びが鈍化することを踏まえ、松江圏域およそ 32 百 ha 程度、雲南圏域およそ 12 百 ha 程度、出雲圏域およそ 27 百 ha 程度、大田圏域およそ 12 百 ha 程度、浜田圏域およそ 13 百 ha 程度、益田圏域およそ 11 百 ha 程度、隠岐圏域およそ 5 百 ha 程度となる。

工業用地については、松江圏域およそ 3 百 ha 程度、雲南圏域およそ 1 百 ha 程度、出雲圏域およそ 2 百 ha 程度、大田圏域およそ 1 百 ha 程度、浜田圏域およそ 2 百 ha 程度、益田圏域およそ 0 百 ha 程度、隠岐圏域およそ 0 百 ha 程度となる。

その他の宅地については、松江圏域およそ 14 百 ha 程度、雲南圏域およそ 6 百 ha 程度、出雲圏域およそ 13 百 ha 程度、大田圏域およそ 6 百 ha 程度、浜田圏域およそ 6 百 ha 程度、益田圏域およそ 5 百 ha 程度、隠岐圏域およそ 2 百 ha 程度となる。

(キ) その他

その他については、松江圏域およそ 42 百 ha 程度、雲南圏域およそ 59 百 ha 程度、出雲圏域およそ 81 百 ha 程度、大田圏域およそ 73 百 ha 程度、浜田圏域およそ 85 百 ha 程度、益田圏域およそ 37 百 ha 程度、隠岐圏域およそ 14 百 ha 程度となる。

(ク) 市街地

市街地の面積については、人口の減少により、松江圏域およそ 22 百 ha 程度、出雲圏域およそ 10 百 ha 程度、浜田圏域およそ 2 百 ha 程度、益田圏域およそ 5 百 ha 程度となる。

(ケ) 留意点

上記利用区分別の規模の目標については、ウで前提とした各圏域別の人口に関して、なお変動があることも予想されるので、流動的な要素があることを留意しておく必要がある。

3 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要は、次のとおりである。

これらの措置については、「安全で安心できる県土利用」、「循環と共生を重視した県土利用」、「美しくゆとりある県土利用」、「利便性を備えた県土利用」等の観点を総合的に勘案した上で実施を図る必要がある。

公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させるとともに、その所在する地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正な利用が図られるよう努める。このため、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策の実施を図る。

国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用により、また、全国計画及び本計画、市町村計画等の地域の土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保と地価の安定を図る。その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、市町村等関係行政機関相互間の適切な調整を図る。

また、地域の実情に即した新たな市町村計画の策定と運用に資するため、住民参加の手法や即地的な情報の活用といった地域の取組事例に係る情報の共有を図る。

地域整備施策の推進

世界的な規模でグローバル化が進展し、我が国では特に東アジア地域との結びつきが深まる中、対岸諸国に対し地理的に有利な日本海沿岸諸港や空港を活用し、また高速交通網や国際交流拠点の整備を促進することにより、東アジア地域との交流・連携を強化する。また、地域の個性や多様性を活かしつつ、地域間の機能分担と交流・連携を促進し、地域の活性化と自立的な発展を図る。

これらを通じて、バランスのとれた県土づくりを進め、活力ある島根を築いていくため、地域の特性に応じた地域整備施策を推進し、都市部、農山漁村部及び離島を含む中山間地域における総合的環境の整備を図る。その際、事業の計画等の策定に当たっては、社会的側面、経済的側面、環境的側面などについて総合的に配慮する。

県土の保全と安全性の確保

ア 県土の保全と安全性の確保のため、水系ごとの治水施設等の整備と流域内の土地利用との調和、地形等自然条件と土地利用配置との適合性、風水害・豪雪・高潮、火山噴火及び地震・津波への対応に配慮しつつ、土砂災害警戒区域等の指定などにより適正な県土利用への誘導を図るとともに、県土保全施設の整備を推進する。また、湯水に備えるため、水利用の合理化、水意識の高揚、安定した水資源の確保等の総合的な対策を推進する。

イ 森林の持つ県土の保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、流域を基本的な単位とし、地域特性に応じて、間伐等森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設の整備等を進め、森林の管理水準の向上を図る。その際、路網*や機械化等効率的な作業

システムの整備、地域材の利用並びに、生産、流通及び加工段階における条件整備、林業の担い手の育成等を進めるとともに、森林管理への県民の理解と参加、山村における生活環境の向上を図るなど、森林管理のための基礎条件を整備する。

* **路網**: 林道や作業道の総称。間伐等の森林整備や森林資源の搬出を効率的に行うため路網整備が重要。

ウ 県土レベルでの安全性を高めるため、基幹的交通、通信ネットワークの代替性の確保、諸機能の分散等を図る。また、地域レベルにおける安全性を高めるため、市街地等において、災害に配慮した県土利用への誘導、県土保全施設や地域防災拠点の整備、諸機能の分散配置、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化、危険地域についての情報の周知等を図る。

環境の保全と美しい県土の形成

ア 地球温暖化対策を加速し、低炭素社会の構築を目指すとともに、良好な大気環境の保全等を推進するため、複数施設等への効率的なエネルギーの供給、太陽光、風力、バイオマス*等の新エネルギーの導入促進、都市部における環境改善のための緑地・水面等の効率的な配置、公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築、低炭素型物流体系の形成などに取り組み、環境負荷*の小さな都市等の構造や経済社会システムの形成に向けて適切な土地利用を図る。また、二酸化炭素の吸収源となる森林や都市等の緑の適切な保全・整備を図る。

* **バイオマス**: 生物資源 (bio) の量 (mass) を表す概念で、生物由来の再生可能な有機性資源のうちで化石資源を除いたもの。林地残材や住宅の解体材などのバイオマスも燃焼させれば二酸化炭素が排出される。しかし、植物は成長過程で光合成によって大気中から二酸化炭素を吸収しているため、そのライフサイクルの中では大気中の二酸化炭素を増加させることはない、という「カーボンニュートラル」といわれる特性を有している。

環境負荷: 人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。

イ 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制 (リデュース)、再使用 (リユース)、再生利用 (リサイクル) の 3 R を一層進めるとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行うため、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努める。

ウ 生活環境の保全を図るため、大気汚染、騒音等の著しい交通施設等の周辺において、緑地帯の設置、倉庫、事業所等の適切な施設の誘導等により土地利用の適正化を図る。また、緩衝緑地の設置や住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用への誘導を進める。

エ 農用地や森林の適切な維持管理、雨水の地下浸透の促進、環境用水*の確保、都市部における下水処理水の効果的利用、水辺地等の保全による河川、湖沼及び沿岸域の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用、水道の取水地点の再編等を通じ、水環境への負荷を低減し、健全な水循環系の構築を図る。特に、閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水、工場・事業場の排水による汚濁負荷及び市街

地、農地等からの面源負荷*の削減対策や、緑地の保全その他自然環境の保全のための土地利用制度の適切な運用に努める。また、土壤汚染の防止と汚染土壌による被害の防止に努める。

* **環境用水**：水質、親水空間、修景等生活環境または自然環境の維持、改善等を図ることを目的とした用水。

面源負荷：汚濁物質の排水ポイントが特定しにくく、面的な広がりを有する市街地、農地、森林（基本的には自然負荷）からの負荷。

オ 数少ない原生的な自然を有する地域については、公有地化や厳格な行為規制等により厳正な保全を図る。野生生物の生息・生育、自然風景、稀少性等の観点からみてすぐれている自然については、行為規制等により適正な保全を図る。ラムサール条約湿地*である宍道湖・中海を始め豊かな生物多様性を有する湿地については、環境の保全と賢明な利用を図る。二次的な自然*については、適切な農林漁業活動や民間・NPO*等による保全活動の促進、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図る。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上・量的確保を図る。この場合、いずれの地域においても、生物の多様性を確保する観点から、外来生物の侵入防止やエコロジカル・ネットワークの形成に配慮する。また、それぞれの自然の特性に応じて自然とのふれあいの場を確保する。さらに、野生鳥獣による被害の防止や健全な地域個体群*の維持を図るため、科学的・計画的な保護管理を図る。

* **ラムサール条約**：1971年にイランのラムサールで開催された「湿地及び水鳥の保全のための国際会議」において採択された、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約。

ラムサール条約湿地：条約に加入する国々は、自国の湿地を条約で定められた国際的な基準に従って指定し、条約事務局へ通知することにより、指定された湿地は「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録される。

二次的な自然：人間の働きかけと自然の循環システムとの相互関係によって形成された半人工的な自然であり、農林業的土地利用が行われている地域の自然がその代表的なもの。

NPO：営利を目的とせず、社会の様々な課題に対する社会的使命の実現を目指し、不特定多数のものの利益の増進のために活動する組織、団体。組織化されたボランティア団体や市民活動団体。

地域個体群：地域性に着目して特定される個体群（例：西中国山地に生息するツキノワグマ）。

カ 安全・環境・景観に配慮しつつ、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図る。加えて、土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動などに配慮しつつ適切な管理を図る。

キ 歴史的・文化的風土の保存、文化財の保護等を図るため、開発行為等の規制を行う。また、地域特性を踏まえた計画的な取組を通じて、都市部においては、美しく良好なまちなみ景観や緑地・水辺景観の形成を図る。特に、周囲の景観に影響を与える大規模な建築等の行為について、景観との調和を図る。農山漁村部及び離島地域においては、二次的自然としての景観の維持・形成を図る。

ク 良好な環境を確保するため、事業の実施段階において環境影響評価を実施すること、事業の特性を踏まえつつ公共事業等の位置・規模等の検討段階において環境的側面の検討を行うことなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る。

土地利用の転換の適正化

ア 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件を勘案して適正に行うこととする。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案して必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講ずる。さらに、農林業の土地利用を含む自然的土地利用が減少している一方、低未利用地が増加していることを考慮し、低未利用地の有効活用を通じて、自然的土地利用の転換を抑制することを基本とする。

イ 森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養*と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る。また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る。

* **森林の保続培養**：現在ある森林資源を、その賦存量、質的状況、配置などに配慮しながら合理的かつ計画的に維持・増大していくこと。

ウ 農用地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮する。

エ 大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用の確保を図る。また、地域住民の意向等地域の実情を踏まえた適切な対応を図るとともに、市町村の基本構想などの地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図る。

オ 農山漁村部における混住化の進行する地域等において土地利用の転換を行う場合には、土地利用の混在による弊害を防止するため、必要な土地利用のまとまりを確保すること等により、農用地、宅地等相互の土地利用の調和を図る。また、土地利用規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域において、制度の的確な運用等の検討を通じ、地域の環境を保全しつつ、地域の実情に応じた総合的かつ計画的な土地利用の実現を図る。

土地の有効利用の促進

ア 農用地については、農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営の担い手への農用地の利用集積を図る。また、利用度の低い農用地について、農業生産法人以外の法人のリース方式による農業参入や、不作付地の解消、裏作付の積極的拡大等有効利用を図るために必要な措置を講ずる。

イ 森林については、その多面的機能が高度に発揮されるよう、地域材の利用や木質バイオマス*の利活用を通じて適切な整備・保全を行うとともに、林業の持続的かつ健全な発展を図る。また、美しい景観や、自然とのふれあい、癒しの場として、価値の高い森林については、森林環境教育や、レクリエーション利用の場として総合的な利用を図る。

* 木質バイオマス：「バイオマス」のうち木材からなるバイオマスのこと。

主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。

ウ 水面・河川・水路については、治水及び利水の機能発揮に留意しつつ、生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保や整備を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図る。

エ 道路については、電線類の地中化、道路緑化等を推進して、良好な道路景観の形成を図るとともに、道路空間の有効利用に資する。

オ 住宅地については、居住環境の整備を推進するとともに、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進する。加えて、既存住宅の有効活用やユニバーサルデザイン*の導入による中心市街地における街なか居住の促進やニュータウンの再生、住宅の長寿命化*、既存住宅の市場整備を通じて、持続的な利用を図る。また、主として都市部においては、低未利用地の活用等による市街地の再開発等を促進するとともに、安全性の向上とゆとりある快適な環境の確保に配慮しつつ、住宅地の高度利用に努める。

* ユニバーサルデザイン：障害者・高齢者・健常者の区別なしに初めからすべての人が使いやすいように製品、建物、環境などをデザインすること。

住宅の長寿命化：環境負荷の低減を図るため、欧米諸国に比較してきわめて短い日本の住宅の寿命を長期化し、長期にわたり使用できる良質な住宅を普及させる取組。平成20年12月に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が公布された。

カ 工業用地については、グローバル化の進展等にもなう産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向を踏まえ、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進するとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進める。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図る。また、既存の工業団地のうち未分譲のもの等の有効利用の促進を図る。

キ 低未利用地のうち、耕作放棄地については、県土の有効利用並びに県土及び環境の保全の観点から、周辺土地利用との調整を図りつつ、農用地としての活用を積極的に促進するとともに、地域の実情に応じ、地域の活性化のための施設用地、森林等への転換を図る。

また、農用地等から宅地へと転換された後に低未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合には県土の有効利用の観点から優先的に再利用を図る一方、状況に応じて自然の再生を図るなど、地域の実情を踏まえて計画的かつ適正な活用を促進する。

ク 都市環境、防災面等に配慮しつつ、河川、道路等と建物等との一体的・立体的整備、市街地における地下空間の活用など複合的な土地利用を図る。

ケ 土地の所有者が良好な土地管理と有効な土地利用を図るよう誘導する。あわせて、定期借地権制度^{*}の活用等による有効な土地利用を図る。特に、都市部等の市街化区域内農地について、宅地化するものと保全するものの区分を踏まえ、これらを活用した計画的なまちづくりを推進する。

* **定期借地権制度**：通常の借地契約と異なり、更新がなく、予め契約した期間で借地関係が終了するため、確実に土地が返還される。借地の供給拡大により、土地の有効利用の促進が期待されている。

多様な主体による県土管理の推進

土地所有者以外の者が、それぞれの特長を活かして県土の管理に参加することにより、県土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な県土の利用に資する効果が期待できる。このため、国や県・市町村による公的な役割、所有者等による適切な管理に加え、森林づくり活動、農地の保全管理活動への参加、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付など、所有者、地域住民、企業、行政、他地域の住民など多様な主体が様々な方法により県土の適切な管理に参画していく取組を推進する。

県土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土情報整備調査、国土調査、土地基本調査、自然環境保全基礎調査等県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図る。また、高齢化や不在村化の進展により森林や農地等において境界や所有者が不明となる土地が発生することを防ぐ観点から、境界の保全や台帳の整備等の取組を推進する。

さらに、県民による県土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図る。

指標の活用

持続可能な県土管理に資するため、計画の推進等に当たって各種指標の活用を図る。また、今後の県土の利用をめぐる経済社会の大きな変化を踏まえ、必要に応じて計画の総合的な点検を行う。